

水道料金・下水道使用料

4月の検針から新しい検針票に

2月号広報でもお知らせしましたが、4月から水道料金、下水道使用料の消費税改定に伴い、検針票が新しくなりました。

裏面に記載している単価を税抜き表示に改め、水道料金および下水道使用料の算定方法を新たに記載しました。表面の変更はありません。

【変更前の検針票】 裏面

☆ 水道料金表 (税込)

《基本料金》		《従量料金》	
口径	料金(円)	1m ³ 当りの料金	
13mm	1,260	使用水量	料金(円)
20mm	1,680	5m ³ まで	136.50
25mm	2,205	6~10m ³ まで	157.50
30mm	2,730	11~30m ³ まで	178.50
40mm	3,780	31~50m ³ まで	189.00
50mm	7,350	51m ³ 以上	194.25
75mm	12,285		
100mm	24,465		

※水道料金は基本料金と従量料金の合計額にて算出いたします。

☆ 下水道料金表 (税込)

《水道水使用の場合》	
基本料金	超過水量
10m ³ まで 1,680円	1m ³ につき 168円

《自家水使用または水道水使用量のうち、下水道を使用しない水量が著しく多い場合》

基本料金	超過水量
1家庭2人まで 2,394円	1人増える毎に1,197円

※下水道料金は基本料金と超過料金の合計額にて算出いたします。

☆ 水道水を大切に使いましょう。

○ 転入・転出・転居などの時は、事前に届け出ましょう。

○ 使用中または休止する場合も、事前に届け出ましょう。

内容に不明な点がありましたら至急お電話ください。

裏面

◆水道料金表◆

- 1) 基本料金および従量料金の単価を変更しています。
※税込表示から税抜表示へ変更
- 2) 「※消費税等相当額は含まれておりません。」の表記を新たに追加しました。
- 3) 「水道料金計算方法」を新たに記載しました。

◆下水道料金表◆

- 1) 基本料金および超過料金の単価を変更しています。
※税込表示から税抜表示へ変更
- 2) 「※消費税等相当額は含まれておりません。」の表記を新たに追加しました。
- 3) 「下水道料金計算方法」を新たに記載しました。

「」が変更部分です⇒

■ 問合せ 上下水道課 (☎ 47-2118 役場1階 窓口5番)

【変更後の検針票】 裏面

☆ 水道料金表 (税抜)

《基本料金》		《従量料金》	
口径	料金(円)	1m ³ 当りの料金	
13mm	1,200	使用水量	料金(円)
20mm	1,600	5m ³ まで	130
25mm	2,100	6~10m ³ まで	150
30mm	2,600	11~30m ³ まで	170
40mm	3,600	31~50m ³ まで	180
50mm	7,000	51m ³ 以上	185
75mm	11,700		
100mm	23,300		

※消費税等相当額は含まれておりません。

《水道料金計算方法》
(基本料金+従量料金)+消費税等相当額

☆ 下水道料金表 (税抜)

《水道水使用の場合》	
基本料金	超過料金
10m ³ まで 1,600円	1m ³ につき 160円

《自家水使用または水道水使用量のうち、下水道を使用しない水量が著しく多い場合》

基本料金	超過料金
1家庭2人まで 2,280円	1人増える毎に1,140円

※消費税等相当額は含まれておりません。

《下水道料金計算方法》
(基本料金+超過料金)+消費税等相当額

☆ 水道水を大切に使いましょう。

○ 転入・転出・転居などの時は、事前に届け出ましょう。

○ 使用中または休止する場合も、事前に届け出ましょう。

内容に不明な点がありましたら至急お電話ください。

裏面

住環境改善などの各種補助制度

4月1日から 申し込みを受け付け

町内にある住宅の改修、商店などの店舗改修・店舗新築・空き店舗活用や太陽光発電システムを導入される町民の方を支援する補助制度を開設しています。ご利用ください。

各制度のお問い合わせ先は次のとおりです。

- 住環境リフォーム促進事業
訓子府町商工会 (☎ 47-2241)
役場農林商工課 (☎ 47-2116)
- 訓子府町店舗出店等支援事業 (新規事業)
- 訓子府町店舗改修事業 (新規事業)
- 住宅用太陽光発電システム導入事業 (10kw未満)
役場農林商工課 (☎ 47-2116)
- 再生可能エネルギー施設補助事業 (太陽光 10kw以上)
役場農林商工課 (☎ 47-2116)
- 耐震改修促進事業 (既存住宅)
役場建設課 (☎ 47-2118)

土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますのでご注意ください。

届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万m ² (1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企画課 財政課
農用地を売買・貸借したり他の用途に転用	農地法	農委 農業者委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為 □ 具体例 用途変更～農業用関連施設 除外～農家住宅建設 開発行為～火山灰採取	農振法	農工商課 林業課
森林の伐採や他の用途に転用したり森林所有者が変更になった場合	森林法	農工商課 林業課

開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000m²以上1万m²(1ha)未満の開発行為を行うときは、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

- ◆ 開発行為とは
 - ① 土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
 - ② 特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更
- これらの要件に当てはまる事業を行う場合は、事前に建設課管理係へご相談ください。

建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10m以内であれば必要ありません。

- 建築確認申請が必要な地域
 - ① 西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
 - ② 東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域
- 建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物
 - ① 倉庫、車庫などで100m²以上
 - ② 木造で3階建て以上、または延べ面積が500m²以上
 - ③ 木造以外で2階建て以上、

建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

- 届け出対象工事
 - 床面積が80m²以上の建築物の解体工事
- 届け出の時期・届け出先
 - 工事着手の7日前までに建設課建築係まで

建設課 (☎ 47-2118 役場1階 窓口4番)

し尿処理料金も改定

消費税の改定により、4月から町内のし尿処理料金が次のとおり改定されました。

改正前
1ℓにつき 9.32円
8.88 + 0.44円 (消費税率5%分)



改正後
1ℓにつき 9.59円
8.88 + 0.71円 (消費税率8%分)

■ 問合せ 町民課 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)